

とちぎ創生^{いちご}15戦略評価会議について

平成 28 年 6 月 24 日
栃木県総合政策部

1 設置趣旨

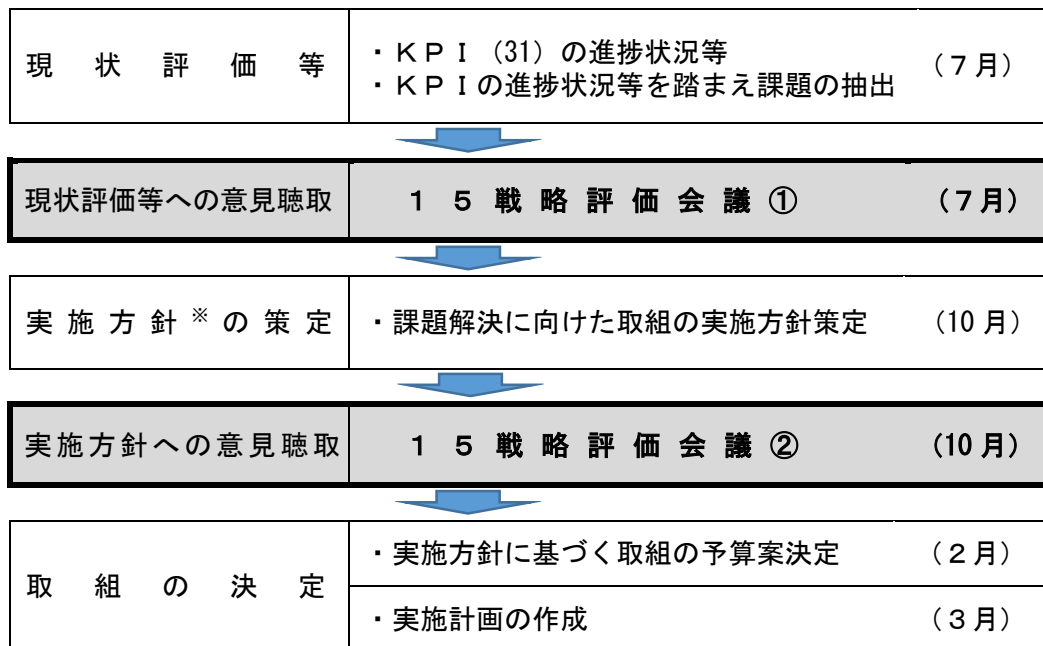
「とちぎ創生^{いちご}15戦略」（以下「15戦略^{いちご}」という。）の実効性を高めるため、PDCAサイクルを導入し、15の戦略の取組ごとに設定した「重要業績評価指標（KPI）」や取組の進捗状況等を把握・検証した上で、取組の見直しと改善を図ることとした。

そこで、当評価会議において、現状評価及び課題の解決に向けた取組に対して、産業界・市町や国の関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・報道機関等（産官学金労言）の専門的見地から意見聴取を行うものとする。

2 意見聴取の内容

- (1) 県が行う^{いちご}15戦略の現状評価に関する意見の聴取
- (2) ^{いちご}15戦略の推進に係る課題の解決に向けた取組に関する意見の聴取

3 15戦略評価会議の流れ



※実施方針：翌年度以降の取組の方向性

いちご
とちぎ創生 1 5 戦略評価会議設置要綱

(設置)

第 1 条 栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生 1 5 戦略」(以下「1 5 戦略」という。)の推進に当たり、専門的見地から意見を聴取するため、とちぎ創生 1 5 戦略評価会議(以下「評価会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 評価会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 県が行う 1 5 戦略の現状評価に関すること。
- (2) 1 5 戦略の推進に係る課題の解決に向けた取組に関すること。

(組織)

第 3 条 評価会議は、委員 15 名以内をもって組織する。

- 2 評価会議の委員は、産業界・市町や国の関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・報道機関等の各分野で識見を有する者のうちから知事が委嘱する。
- 3 前項の委員の任期は、委嘱の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 4 条 評価会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 評価会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、評価会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴取することができる。

(庶務)

第 6 条 評価会議の庶務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、評価会議に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 10 日から施行し、平成 32 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。

いちご
とちぎ創生 15 戦略評価会議委員名簿

平成 28 年 6 月 6 日現在

No	氏名	役 職 等
1	いけだ ひろゆき 池田 浩之	(株)足利銀行地域振興部部长
2	いざわ まさよし 伊沢 正吉	(株)あしぎん総合研究所代表取締役社長
3	おおぬき たけひさ 大貫 剛久	栃木県林業振興協会副会長
4	かつら けいこ 桂 恵子	日本労働組合総連合会栃木県連合会副事務局長
5	ぐんじ まさえ 郡司 成江	ビューティアトリエグループ総美(有)代表取締役社長 ((公社)栃木県経済同友会)
6	けんもく ただし 見目 匡	芳賀町長
7	こだま ひろあき 児玉 博昭	白鷗大学法学部教授
8	こまば ひろゆき 駒場 博幸	栃木県農業協同組合中央会農業くらし推進部次長
9	たかはし じゆん 高橋 淳	(株)下野新聞社論説室副委員長
10	つぼくら しげみ 坪倉 繁美	国際医療福祉大学保健医療学部教授
11	なかの まこと 中野 誠	(株)栃木銀行法人営業部地域創生室室長
12	ひろかわ 廣川 てるみ	松川屋那須高原ホテル若女将
13	ひろせ としお 広瀬 寿雄	下野市長
14	みた ひろか 三田 妃路佳	宇都宮大学地域デザイン科学部准教授
15	よしなが かよ 吉永 佳代	厚生労働省栃木労働局雇用環境・均等室長

(五十音順・敬称略)